

○座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱

平成29年3月30日教育委員会告示第4号

改正

令和2年3月30日教育委員会告示第5号

令和8年8月25日教育委員会告示第10号

座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、団体等が行う文化、体育等の教育に関する事業に対し座間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催、後援又は協賛（以下「共催等」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(共催等の範囲)

第2条 教育委員会の共催等は、次の各号に掲げる団体等が行う教育、学術、文化、芸術、体育その他の事業で、本市の教育及び文化の振興に寄与すると認められるものについて行うことができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共性のある法人

(2) 次の条件を備える団体等

ア 主催者の存在が明確であること。

イ 役員その他事業関係者の所在、身分等が明らかであること。

ウ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであること。

エ 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分にあると判断されるものであること。

オ 設立の目的及び活動内容が公益に反しないと認められること。

カ 原則として、県内に事務所を有すること。

(3) その他教育委員会が特に認める団体等

(共催)

第3条 共催とは、教育委員会が事実上の主催者の一員として、事業を他の団体等と共同して実施することを言い、次の各号に掲げる事業に対し行うことができる。

(1) 市又は教育委員会が事業に要する経費の全部又は一部を補助金等により負担している事業

(2) 教育委員会が当該事業の企画及び運営に参加している事業

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、共催を行うことができる。

(後援及び協賛)

第4条 後援とは、教育委員会が事業の趣旨に賛同するとともに、必要に応じて企画、運営等への助言、指導等を含め、事業の推進を援助することをいう。また、協賛とは、教育委員会が事業の趣旨に賛同することをいう。後援又は協賛は次の各号に掲げる事業に対して行うことがで

きる。

- (1) 全市的規模の事業内容で、特定の会員を対象としていない一般公開のものであること。
- (2) 営利を目的としない公益性のある事業内容であること。
- (3) 入場料、観覧料等が適正な額で、純益の使用目的が教育又は福祉向上に寄与するものであること。
- (4) 公衆衛生、災害防止等について十分配慮されていること。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、後援又は協賛することができる。

(共催等の申請)

第5条 共催等の承認を受けようとする団体等は、座間市教育委員会共催等名義使用承認申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 団体等の規約又は会則
- (2) 団体等の役員名簿
- (3) 申請事業に係る経費の収支予算書
- (4) その他事業実施に伴う必要な書類（事業計画書、ポスター、パンフレットその他の配布物）
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 共催にあつては事業開始の90日前までに、後援及び協賛にあつては事業開始の30日前までに教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

(共催等の承認及び不承認の決定)

第6条 教育委員会は、前条に規定する申請があつた場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、申請者に対して座間市教育委員会共催等名義使用承認書（第2号様式）又は座間市教育委員会共催等名義使用不承認書（第3号様式）により通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(共催等の不承認の要件)

第7条 教育委員会は、団体等の実施する事業が次の各号のいずれかに該当するときは、共催等を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治活動、宗教活動又は教義の普及に関係している事業
- (2) 特定の思想、史観又は立場にくみすると捉えられ、本市の教育行政の中立性を損なうおそれのある事業
- (3) 公序良俗に反するおそれその他社会的非難を受けるおそれのある事業
- (4) 専ら営利を目的とした事業
- (5) 団体等の構成員になることを前提とし、又は会員の勧誘を目的としていると判断される事

業

(6) その他教育行政の一般方針に反するもので、共催等を行うことが不適当と認められる事業

2 前項の場合において、申請者が損害を受けた場合、教育委員会は、その損害を賠償する責任を負わない。

(共催等の取消し)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、座間市教育委員会共催等名義使用取消書（第4号様式）により、共催等の承認を取り消すことができる。この場合において、教育委員会は以後、当該共催等を申請した団体について、共催等を行わないことができる。

(1) 申請又は添付書類に虚偽があったと認められるとき。

(2) 承認した事業の内容と異なる事業を実施したとき。

(3) 関係法令に違反したとき。

(4) 教育委員会が取り消しを必要と認めたとき。

2 前項の場合において、申請者が損害を受けた場合、教育委員会は、その損害を賠償する責任を負わない。

(事業報告)

第9条 共催等の承認を受けた者は、当該事業終了後速やかに事業実施報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に報告しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 実施事業に係る経費の収支決算書

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

(事務主管課等)

第10条 共催等の承認に関する事務は、当該共催等に係わる事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日教育委員会告示第5号）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和8年8月25日教育委員会告示第10号）

1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第 1 号様式（第 5 条関係）

座間市教育委員会共催等名義使用承認申請書

年 月 日

（宛先）座間市教育委員会

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

連 絡 先

次の事業について座間市教育委員会の共催等名義使用承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

名義使用の種別	☐ 共 催 ☐ 後 援 ☐ 協 賛		
事 業 の 名 称			
事 業 の 目 的			
事 業 の 内 容			
実 施 期 間			
実 施 場 所			
入 場（参加） 予 定 人 数	人	入 場 料 等	☐ 有り（ 円） ☐ 無し
確 認 事 項	☐ 事業の開催にあたっては、危険防止等に十分な配慮をします。 ☐ 教育委員会の名誉を傷つけないように十分な配慮をします。 ☐ 学校を通じての事業チラシの配布等を行わないこと（国、地方公共団体 その他公共性のある法人が主催する事業等を除く。）に同意します。 ☐ その他教育委員会が承認に当たり付す条件を遵守します。		
添 付 書 類	☐ 団体等の規約又は会則 ☐ 団体等の役員名簿 ☐ 申請事業に係る経費の収支予算書 ☐ 事業計画書、ポスター、パンフレットその他の配布物 ☐ その他（ ）		

座間市教育委員会共催等名義使用承認書

年 月 日

様

座間市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった共催等名義使用承認申請について、次のとおり承認します。

名義使用の種別	☐ 共 催 ☐ 後 援 ☐ 協 賛
事 業 の 名 称	
事 業 の 目 的	
事 業 の 内 容	
実 施 期 間	
実 施 場 所	
使用承認名義	座間市教育委員会
承認条件	1 上記事業終了後速やかに事業実施報告書（第5号様式）に必要書類を添えて提出すること。 2 事業の開催にあたっては、危険防止等に十分な配慮をすること。 3 教育委員会の名誉を傷つけないように十分な配慮をすること。 4 学校を通じての事業チラシの配布等を行わないこと。ただし、国、地方公共団体その他公共性のある法人が主催する事業等を除く。 5 その他必要な条件（ ）
備 考	1 申請書に虚偽の記載があった場合又は教育長が必要と認めた場合は、承認を取り消すことができる。そのために生じた損害について教育委員会は一切その責任を負わない。 2 この使用承認は上記事業に限定するものであり、上記団体等が実施するその他の事業及び活動全般に及ぶものではない。

第3号様式（第6条関係）

座間市教育委員会共催等名義使用不承認書

年 月 日

様

座間市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった共催等名義使用承認申請について、次の理由により不承認とします。

名義使用の種別	☐ 共 催 ☐ 後 援 ☐ 協 賛
事 業 の 名 称	
事 業 の 目 的	
事 業 の 内 容	
実 施 期 間	
実 施 場 所	
不 承 認 の 理 由	
備 考	

第4号様式（第8条関係）

座間市教育委員会共催等名義使用取消書

年 月 日

様

座間市教育委員会

年 月 日付けで承認した共催等名義使用について、次の理由により取り消します。

名義使用の種別	☐ 共 催 ☐ 後 援 ☐ 協 賛
事 業 の 名 称	
事 業 の 目 的	
事 業 の 内 容	
実 施 期 間	
実 施 場 所	
取 消 理 由	
備 考	

